

平成29年9月28日

陳 情 文 書 表

文 教 常 任 委 員 会

陳情番号	35	付議年月日	27.12.9
件名	障害児教育の充実を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
陳情の趣旨 <p>日頃より、すべての障害のある子どもたちに豊かな教育を保障するために、ご尽力戴きありがとうございます。</p> <p>今や、養護学校のほとんどが「パンク状態」の超過大規模化となっています。この間、私たちと保護者、教職員の切実な要求のもと、2008年度2月定例県議会では、養護学校の新設等を求める請願が全会一致で採択され、2013年度に横浜ひなたやま支援学校が新設されました。来年度は県央方面特別支援学校が開校、2020年度には横浜北部方面特別支援学校が開校予定、その後も湯河原・真鶴地域での分校建設に向けて検討中とのことですが、県の再編整備検討協議会最終報告が新設の必要性を答申した「11校1分校」とはほど遠いものです。養護学校の不足は、小中学校を卒業した子どもたちの卒業後の進路に、大変大きな不安を与えています。</p> <p>障害のある子どもたちが「安心して学ぶ機会と環境」を保障し、親の不安を解消するため、一刻も早く具体的な対策を要望いたします。</p>			
陳情項目 <p>1 障害児学校整備について</p> <p>(1) 横浜北部方面特別支援学校の開校までの間、児童生徒数の増加の著しい横浜北部地域の子どもたちの教育の場について対策を講じること。また、湯河原・真鶴地域での分校建設や平塚市の児童自立支援拠点の知的障害の子どもたちの教育の場を早急に具体化し、適正規模、適正配置に向け、上記以外の地域での新校増設の中長期的計画を策定すること。</p> <p>障害児学校の過大規模状態を解消し適正規模とするために、障害児学校の設置基準を策定するよう国に働きかけること。</p> <p>(2) 分教室へ、指導上必要な進路指導・カウンセラーなど専門的な教職員を配置すること。また、養護教諭を常勤とすること。</p> <p>分教室の施設・設備を拡充すること。</p> <p>(3) 障害児学校の劣悪な施設設備（特にトイレ等）の改善をはかること。また、耐震化対策を早急にすすめ、現在91.6%の耐震化率を100%にすること。</p> <p>(4) 秦野養護学校末広校舎の教育条件を、本校と同等に整備すること。</p> <p>2 教育委員会の障害者雇用率を県全体の雇用率（3.33%）に近づけるよう、教育委員会の障害者雇用を積極的に行うこと。</p> <p>3 若者が自らの精神的不調に気づき、早期に助けを求めるためにも、また障害を理解し偏見や差別を生まないためにも、学校教育の中で精神障害についての学習内容を充実させ、正しく学ぶ機会を増やすこと。</p> <p>4 インクルーシブ教育の推進にあたっては、障害児の発達を保障する教育条件整備を行うこと。また、高校における特別支援教育の場として、特別支援学級を設置すること。</p>			

陳情番号	81	付議年月日	28.9.21
件名	県立の図書館のあり方に関し「情報の見える化」の陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>県立の図書館（横浜市の紅葉ヶ丘と川崎市の県立川崎図書館）の将来像に関して、パブリックコメントや意見交換会が実施されましたが、教育委員会はその後の検討状況を県民に開示（「情報の見える化」を）していただきたい。例えば、県立川崎図書館の蔵書の2/3をK S Pに移転する計画の具体的な内容（蔵書スペース、蔵書区分など）や、県立図書館（紅葉ヶ丘）の図書館整備計画におけるP F I方式の採用評価などです。さらに県立の図書館の専門職員（司書職）の採用・研修等の司書制度の充実を要望します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>県立図書館（紅葉ヶ丘）の図書館整備計画の立案が始まって1年以上経過しました。教育委員会は平成28年6月に「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方（素案）」を公表しましたが、内容は県立図書館（紅葉ヶ丘）の整備だけであり、県立川崎図書館に関しては内容が不明です。県民参加で県立の図書館（2館）の将来像を検討することが必要であると考えます。</p> <p>県立図書館（紅葉ヶ丘）の整備にP F I方式を採用することは多くの課題があり心配しています。また県立川崎図書館は、科学、工業、企業情報、特許、公害情報などに特化した専門的図書館です。日本の工業を支えてきた京浜工業地帯の「知の拠点」として、重要かつ貴重な役割を果たしており、教育委員会の現時点での方針（2/3の移転）では、蔵書が分散されてこの機能を果たせなくなる恐れがあります。</p> <p>県立の図書館を支えるのは専門職員（司書）であり、最近では採用が減っているのが心配しています。</p>			

陳情番号	92	付議年月日	28.12.2
件名	県立障害児学校整備に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>日頃より、すべての障害のある子どもたちに豊かな教育を保障するために、ご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>現在、秦野養護学校の肢体不自由部門開設に向けた基本・実施設計が行われ、また、長年、障害児学校空白地域であった湯河原・真鶴地域での障害児学校整備がすすめられています。</p> <p>障害のある子どもたちが「安心して学ぶ機会と環境」を保障し、親の不安を解消するため、以下の点について要望いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 湯河原・真鶴地域での障害児学校整備について</p> <p>(1) 安全な給食を提供し、食育指導をすすめるために、ちゅう房を設置し、自校方式で給食を実施すること。</p> <p>(2) 児童生徒一人ひとりのニーズに応える学校運営をすすめるために、管理職や事務職員、常勤の養護教諭、常勤の栄養士、常勤の進路担当を配置すること。</p> <p>(3) 保護者の送迎負担とならないように、通学の手段を整備すること。</p> <p>2 秦野養護学校肢体不自由部門開設に向けて</p> <p>(1) 安全な給食を提供し、食育指導をすすめるために、ちゅう房を設置し、自校方式で給食を実施すること。</p> <p>(2) 保護者の送迎負担とならないように、通学の手段を整備すること。</p>			

陳情番号	93	付議年月日	28.12.2
件名	「いじめ防止対策推進法」の改正に関する意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情の要旨】</p> <p>平成23年10月に起きた大津市のいじめ事件をきっかけに、平成25年9月「いじめ防止対策推進法」が施行されました。しかし、同法では、いじめを行った児童生徒に対する「出席停止」等の処罰事項はありますが、いじめを隠ぺい、加担、放置した教師などに対する処罰規定はありません。</p> <p>いじめを解決するためには、学校や教師のいじめ解決の情熱がどうしても不可欠です。一人の教師が抱え込まないよう学校一丸となって解決する必要があります。</p> <p>同法は、施行3年目を迎え、附則には、法改正を含めた「必要な措置を講ずる」ことが明記されています。子供たちを守るために、政府に対して、下記のように、「いじめ防止対策推進法」の見直しを強く求める意見書の提出を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 いじめを隠ぺい、加担、放置した教師、学校、教育委員会に対する減給、停職等の処罰規定を設けること。</p> <p>【陳情の理由】</p> <p>先日、原発事故で福島県から横浜市に避難した男児が、通っていた小学校でいじめを受けていたことが報道されました。男児は繰り返し暴力を受けたり、「(東電から)賠償金をもらっているだろう」と脅され、遊ぶためや食事代として総額で約150万円に上る現金を要求されていました。</p> <p>いじめがあったことは学校も把握していましたが、両親からいじめ被害の相談を受けた後も、1年半にわたって適切な対応がとられていませんでした。第三者委員会は、調査報告の中で、「教育の放棄に等しい」と厳しく批判し、教育長は謝罪した上で、「校長の処分も検討する」としています。</p> <p>いじめを受けていた男児は、弁護士の記者会見を通じて「なんかいも 死のうとおもった」「でも しんさいで いっぱい死んだから つらいけど ぼくはいきるときめた」という手記を公表しました。手記を公表した理由は、「全国の学校で絶えない『いじめ自殺』がなくなることを願う思い」があったからだそうです。私たちは、この男児の願いを無駄にしてはなりません。</p> <p>今年8月には、青森県で2人の子供が、いじめが原因で自殺しています。学校で解決してもらえず、行き場を失った子供は「不登校」、最後は「自殺」に追い込まれています。保護者にとっても、限りない愛情を注いできた我が子がある日突然、自ら命を絶ったとしたら、その悲しみは想像を絶するものです。私たちには、子供たちが希望に向かって夢を描き、安心して学べる場をつくってあげる責務があるのではないのでしょうか。</p>			

陳情番号	107	付議年月日	29. 2. 21
件名	県立の図書館のあり方に関し「情報の見える化」及び「県民参加」の陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>県立の図書館(横浜市と川崎市の2館)の将来像に関して、2016年にパブリックコメントや意見交換会が実施されるとともに、県議会でも常任委員会や本会議で質疑・答弁が行われ、教育委員会における検討状況を県民に開示(「情報の見える化」を)していただいたことに感謝いたします。しかしながらその後、2017年になって川崎市議会の審議で、神奈川県と川崎市の教育委員会の「調整会議」を設置したことや、そもそも川崎市からは県立川崎図書館の富士見地区撤退は依頼していない事実などが判明しました。従って、更なる「情報の見える化」を要望します。また、神奈川県の図書館の発展・充実のために、「図書館協議会」の再開など「県民参加」による「県立図書館の基本政策」の策定を要望します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>教育委員会は2016年6月に「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方(素案)」を公表しましたが、内容は県立図書館(横浜市)の整備だけであり、県立川崎図書館に関しては内容が不明です。改めて申し上げるまでもなく、公共図書館は社会教育機関として県民にとって大変重要な施設です。「図書館法」等の法令に従い、「県民参加」で県立の図書館(2館)の将来像を検討することが必要であると考えます。</p> <p>平成29年度の予算を県議会で審議するに当たり、県立の図書館(横浜市と川崎市の2館)の整備関連の内容を精査するとともに、その発展・充実のために、行政と県民が協働で検討するための仕組み(「図書館協議会」の再開など)と、具体的な日程(ロードマップ)を提示することが、今こそ求められていると思います。</p>			

陳情番号	111-3	付議年月日	29.2.28
件名	津久井やまゆり園の建て替えの在り方に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨年7月26日、津久井やまゆり園事件が発生し、19名の命が奪われ、27名もの人たちが重軽傷を負いました。この事件は、直接被害者だけでなく、被害者のご家族、支援をしてきた関係者、全国の障害者、世界各国へ多大な影響を及ぼしました。</p> <p>黒岩知事は、事件から2か月後の昨年9月に施設建て替えを決定しましたが、報道では、建て替えの根拠として『事件直後に園職員や入所者家族らから聞き取った結果、現場の悲惨な状況から現施設を活用し続けることは困難と判断したと説明。「緊急事態を早く修復しなければならない。切実な思いを受け止め、早く進めるべきだと決断した。』』としています。確かに、事件直後は、大きなショックから建て替えの声が上がるのは不思議ではありません。</p> <p>しかし、この事件は、建て替えをすれば解決するという単純な問題ではありません。このような凄惨な事件を二度と起こさないためには、様々な問題や課題を浮かび上がらせ、慎重に計画を進めて行かなければ、再び同じ事件が起きても不思議ではない、事件前と何も変わらない社会になることを、障害当事者として大変危惧しています。同じ事件が起こる社会を変えられないことは、命を奪われ、傷を負わされた被害者へ報うことにはなりませんし、加害者である容疑者に屈することになると思います。</p> <p>また、日本全国はもとより、ドイツのメルケル首相、ロシアのプーチン大統領、アメリカのケリー国務長官（当時）など、海外からの弔電やお悔やみの言葉を頂いており、世界的にも注目されている事件です。神奈川県だけの事件ではないと思います。</p> <p>ぜひ、建て替えについては、白紙撤回をした上で、1から再考して頂きたいと思っています。</p> <p>(1) 利用者本人の意思確認を丁寧に行ってください。</p> <p>(2) グループホームや重度訪問介護事業者への支援方法等検討してください。</p> <p>(3) 地域生活移行を神奈川県の柱として位置付け、実行してください。</p> <p>(4) 「障害者虐待防止法」と「障害者差別解消法」のPR強化を行ってください。</p> <p>(5) 神奈川県独自の障害者への差別をなくす条例を作ってください。</p> <p><u>(6) 県立学校・県所管の私立学校において、真のインクルーシヴ教育を実現してください。</u></p>			

2 陳情の理由

黒岩知事が建て替えを決めた根拠や、建て替えを進める上での利用者への聞き取り方法、平成29年1月10日に行われたヒアリングなどの状況や在り方を踏まえ、障害当事者の意思や、半世紀近い障害者運動の意義、施設から地域へという現代の障害福祉の流れが見過ごされているのではと大きな不安と疑問を抱きました。

特に、前述のヒアリングに参加しましたが、より多くの意見を取入れ、本来あるべき姿を模索するという姿勢はまったく感じるできませんでした。結論ありきで、単に意見を集めるだけに感じました。1回だけのヒアリングではなく、今後もヒアリングの継続を求めました。当日は、私の知る範囲では埼玉県や兵庫県から傍聴をしに来るほど、全国的に関心が高いヒアリングでしたが、「ヒアリングは1回限りでフィードバックなどもない」という回答があったと聞いています。多くの異論が出されたのに、なぜ、たった1回のヒアリングで、フィードバックもなく結論が出せるのか、私には理解できません。

そして、平成29年1月26日に『津久井やまゆり園事件を考える1.26神奈川集会』が開かれ、定員300名近い会場に収まらないほどの障害当事者や支援者が集まり、ここでも多くの異論が出されました。

私は、全ての施設を反対しているわけではありません。必要な施設もあるかもしれません。しかし、障害者権利条約でも「私たち抜きに私たちのことを決めないで！」掲げられているように、利用する本人の意向を確認して進める必要があると思います。

(1) についてですが、障害によっては、言葉によるコミュニケーションが難しかったり、直ぐに答えることが難しいケースなどがあります。様々な方法で丁寧に聞き取ることが必要です。個々に適した確認方法を行ってください。

(2) についてですが、重度な重複障害者が高度な介護技術が必要だったり、医療行為などがあるため、グループホームやアパートを借りて一人暮らしが難しいケースが考えられます。

しかし、グループホームや重度訪問介護事業者が、加算の充実や人員の確保、育成、ALS患者のたん吸引のように、一定のプロセスを経ることによってできる医療行為を増やすなど、環境整備やバックアップがあれば、選択肢が増えるはずです。ぜひ、ご検討ください。

(3) についてですが、言葉だけが叫ばれますが、多くの障害者が施設での生活を余儀なくされています。障害者本人や家族が、「施設しかない」という発想しかできない環境ではなく、グループホームや重度訪問介護を活用した一人暮らしなど、まさに地域で生活できるという発想が自然とできる社会が必要だと思えます。

(4) についてですが、今回の事件は、単に加害者だけの問題ではないと思います。社会が巨悪犯罪者を生み出してしまったという側面があると思います。「障害者虐待防止法」と「障害者差別解消法」があるのに発生した事件です。後者の法律は、事件発生年の4月に施行されたばかりです。しかも元職員が加害者です。多くの命が奪われ、多くの差別で不利益を受けてきた積み重ねでできた法律が機能していない状況だと思えます。県民が、重要な法律を受入、理解でき

るPRが必要だと思えます。

(5) についてですが、千葉県が2006年に筆頭に、埼玉県さいたま市、茨城県など多くの自治体が差別禁止条例を持っています。「ともに生きる社会かながわ憲章」は素晴らしいと思えますが、差別をなくすための条例が必要だと思えます。条例作成をご検討ください。

(6) についてですが、障害児と健常児は分離教育で育てられています。この状況下で、偏見や差別が生まれるのは不思議ではないと思えます。実際に、加害者は障害者を不幸の存在と決めつけています。歩けることが幸せなのでしょうか。私は歩けませんが、不幸だとは思いません。それは自分らしい生活ができているからです。みんな違って良いはずです。何が幸せなのか、それは他者が決めることはできません。分離教育によって、お互いが理解するチャンスがないまま大人になります。加害者を擁護するつもりはありませんが、障害児も健常児も関係なく育てられる環境があれば、今回のような凄惨な事件は起きなかったと思えます。真のインクルーシヴ教育確立のためにご検討ください。

以上、長い説明となりましたが、ぜひ、陳情項目についてご採択いただき、県当局でご検討の上実施していただけるようお願いいたします。